

3 クレジットカード決済代行会社の 加盟店契約中の支払留保条項の 効力（積極）

二村浩一

山下・柘・二村法律事務所 弁護士

東京地判令3・7・16 令2（ワ）18923号売買代金請求事件 2021WLJPCA07168002

●——事実の概要

(1) 個人向けコンサルティングを業とする個人事業主（X）は、クレジットカード決済代行業者である被告（Y）との間で、平成30年6月5日に加盟店契約（以下「本件加盟店契約」）を締結した。契約締結に際し、XはYから送付された加盟店規約に署名捺印した。

(2) 本件加盟店規約は、要旨以下の内容であった。

①加盟店は、Yが提携するカード会社（以下「ISS」）の会員がカードを提示して物品の販売・サービスの提供等を求めた場合は、本件加盟店規約に従って信用販売する。

②加盟店が信用販売によりカード会員に対して取得した債権は、決済認証銀行あるいは決済認証カード会社（評者注：アクワイアラーのことであろう。以下「ACQ」）において決済が認証されたときをもって、加盟店から被告に債権譲渡されたものとみなす。

③債権譲渡代金額は、債権額から所定の手数料（ブランドにより5.5%乃至6.5%）を控除

した金額とし、これを毎月所定日に締め切り、締切日に対応する所定の支払日に支払う。

④理由非開示の場合も含め、理由のいかんを問わず、ISSまたはACQにおいて決済金の支払が留保されたときは、Yも加盟店に対する債権譲渡代金の支払を留保する。

⑤Yは、支払留保が解除されたときは、加盟店に対して債権譲渡代金を支払い、チャージバックとなったときは、本件加盟店規約第21条2項ないし4項に従う。

(3) Xは、令和元年5月12日から同年6月12日までの間、15名の顧客らとの間で動画配信サービスまたはFX自動売買ツール導入に係るコンサルタント契約を締結し、本件加盟店契約に基づき、上記顧客らに対する上記契約締結の対価に係る債権をYに譲渡した。

(4) Yは、加盟店規約中の支払留保条項（本件支払留保条項）に基づき、上記(3)の債権譲渡（本件債権譲渡）の対価合計407万3895円の支払を現在に至るまで留保している。

(5) Xは、Yに対し、本件債権譲渡代金およびこれに対する本件加盟店契約所定の支払

日の翌日から年6%の割合による遅延損害金の支払いを求めた。

(6) Xは、本件支払留保条項につき、正常な商慣習に照らして加盟店に不当に不利益な取引条件を設定するもので、信義則に反し無効である旨を主張するとともに、本件留保条項が有効であったとしても、Yによる本件留保条項に基づく本件支払留保は、権利濫用であり、許されない旨を主張した。

(7) Xが主張する、信義則違反の根拠は次の4点である。

①ACQによる支払留保につきYに帰責事由がある場合でも無期限の支払留保が可能。②理由を告知せず支払留保が可能。③金銭の高度の代替性等に鑑みると、ACQが支払留保をした場合でも、Yに無期限の支払留保を認める合理性がない。④一般的取引約定では支払留保事由及び留保期間を定めている。

(8) これに対しYは、以下4点を挙げて、信義則違反に該当しないと主張した。

①加盟店はYの決済サービスの利用で、キャッシュレス取引ができるようになる。②Yは、ACQに手数料約3%を支払う必要があり、Yの得る実質的収益はXの支払手数料の半分程度である。③チャージバックが成立すると加盟店に対して返金等を求めることになるが、加盟店が倒産に至る例もある。④Yに帰責性がありACQから支払を受けられない場合には、Xは、別途Yに対して損害賠償請求をすることができる。

(9) 権利濫用の点につき、Xは、以下6点を根拠として主張した。

①本件加盟店規約は、Yがあらかじめ条項を準備したものであり、契約締結に際しXが交渉できるものではなかった。②Xは、Yか

ら本件加盟店規約の内容について説明を受けていない。③本件支払留保条項は、ACQから入金がなかった場合に、YのXに対する債権譲渡代金支払原資を調達するための合理的な期間につき支払を留保する趣旨を定めたものと解するのが相当であり、その期間は2、3日である。④Yは、Xから本件支払留保に関する問合せを受けても、ACQであるAllied Wallet Limited（以下「AWL」）からの決済金の支払が止まり現在調査中との説明を繰り返し、具体的説明をしていない。⑤Xは、本件支払留保まで、外国法人がACQであることすら説明されておらず、AWLが外国の監督機関から資産凍結措置を受けることも、債権譲渡代金の支払が拒絶されることも予想できなかった。⑥ACQがAWLであることの客観的証拠、AWLが資産凍結命令を受けたことの公的資料はいずれも未提出であり、本件支払留保につき合理的理由は認められない。

(10) Yは、以上のXの主張に対し、以下のとおり主張した。

①本件債権譲渡に係るACQは、英国の金融行動監督機構（以下「FCA」）からMoney Remittance（評者注：送金業者）の資格を取得したAWLであるが、同社は、令和元年6月頃、FCAから資金凍結措置を受けた。その後、会計専門家等からなる法人BDO LLPが、AWLについての調査及び処理を担当する者として任命された。BDO LLPは、AWLにつき清算方針であり、いまだ手続中であるためYは、AWLから決済金を回収することができない。②Yは、本件支払留保に関し、Xの電話による問合せに対応し、かつXら加盟店に対してメールでAWLの進捗状況を報告してきた。③AWLについて問題を抱えた

企業であるとの情報は選定時になく、この点につきYに過失はない。④国内の中小の決済代行会社が提携するACQの7、8割は外国法人である。⑤Xは、情報商材を販売しているが、ACQが国内銀行の場合、情報商材業務に携わる加盟店は、審査を通らないことが確実である。⑥ACQが内国法人でも、決済金の支払がなければYにおいて債権譲渡代金の支払を留保することに変わりはない。⑦Yは、AWLから決済金が支払われなかったために、Xを含む約90社の加盟店に対して総額2億円弱の債権譲渡代金の支払を留保している。Yが多額の金銭を調達して債権譲渡代金を支払うことは困難であり、一部加盟店のみに支払うこともできない。⑧AWLをACQとする被告以外の決済代行会社も同様の状況にある。

●——判旨

請求棄却。

1 争点1(本件支払留保条項の効力)

販売業者等は、Yと加盟店契約を締結することにより「クレジットカード決済を使用するために本来必要な包括信用購入あっせん業者等との包括信用購入あっせんに係る契約等を締結しないまま、実質的にクレジット決済を使用することが可能になる。」

その一方、Yは、販売業者等から譲渡された債権につき、ACQから支払を受ける決済金を原資として「上記債権譲渡代金を販売業者等に支払うこととなるが、何らかの理由により上記決済金が支払われなかった場合、上記原資を得られなくなる」。支払原資を確保するため、Yにおいて「上記債権の債権者として債務者である購入者等に対し同債権相当

額の支払を求めること」も一応考えられるが、購入者等は「既にクレジットカード決済により支払済みとの認識を有しているものと推認され、回収には事実上相当の困難が見込まれる。」また、Yは、「購入者等の信用情報を有しておらず、上記債権に係る関係を除いて購入者等と契約関係にない」からACQからの「決済金支払につき、事前に不払のリスクを適切に見極めることや、不払が生じたときにその理由を把握することは、事実上かなり難しい」。

これらに加え、本件加盟店契約は事業者間契約であることも加味すれば、「本件留保条項が、加盟店に対して一方的に不当な負担を課すものとまではいい難い」。

また「本件留保条項は」「他の決済代行会社の規定と比較しても、不合理な負担を加盟店に課すものとはいい難い」。

さらに、Yに帰責性がある場合には、Xは別途、債務不履行責任や不法行為責任を追及して実質的に債権譲渡代金の回収を図ることができるため、この点に関するXの主張に鑑みても、「加盟店に対して一方的に不当な負担を課すものとまではいい難い」。

2 争点2(本件支払留保の当否)

Yは「専らAWL側の問題により決済金の支払を受けることができないこと」、「BDO LLPと連絡を取るなどして」Yに対する「決済金の支払についての情報収集、進捗確認を行っていること」「この間の経緯について」Xを含む「加盟店に対して随時メールで伝えてきたこと」が認められ、これによれば本件支払留保が権利濫用とまではいえない。

権利濫用に関するXの主張のうち①、②については、Xは「本件加盟店契約締結に際し、本件加盟店規約に署名捺印しており」「本件

加盟店規約全般の内容を了承したものと見える」。③については、本件加盟店規約の明示的文言に反している。④についてはYのメール等の説明が不十分とはいえない。⑤は、本件支払留保条項がある以上、XはACQによる支払留保を「全く予期していなかったとまではいえない」のであり、Xの主張に照らしても本件支払留保は権利濫用に当たらない。

●——研究

1 本判決の位置づけ

決済代行サービスの普及により、決済代行業者の加盟店に対する支払留保条項の効力が争われる事例も少なからず生じている。

従前の裁判例は、主としてカード等の不正利用を主張された場合その他のチャージバックが主張された場合における支払留保の有効性が争われている。これに対し、本判決は、カードの利用や原因取引の有効性についての争いはなく、決済代行会社が契約していたACQにつき清算手続が開始され決済代行会社がACQから約定どおりの支払を受けられない場合における、支払留保条項の効力及び支払留保の当否につき判示している点で、新たな事例を追加するものである。

2 支払留保条項の効力

支払留保条項の効力につき、本判決は、Yの提供する決済代行サービスにより、Xは、直接ACQと契約を締結せずともクレジットカード決済を利用できること、YのXに対する支払原資は、ACQから受ける決済金であり、Yがカード会員に直接請求することは実質的に困難であることを指摘し信義則に違反しないとす。だが、これらの点がなぜ信義

則違反を否定する根拠となるのかは明らかではない。すなわち、XはYに対し、決済代行サービスの対価として手数料を支払うこととなっているのであるから、Yの決済代行サービスによりXが受益する関係であったとしても、それだけで支払を受けられないリスクをXが一方的に負担する理由となりうるのかは疑問である。また、ACQの支払がなければYの支払原資が確保できないという点も、ACQの支払がない場合におけるリスクを、Yが加盟店に転嫁する動機またはYにとっての必要性を述べるにすぎず、それだけでリスク分配としての正当性を示すものではない。

他の決済代行業者の規定と比較している点であるが、本判決で指摘されている他社事例は、引用されている条項を見る限り、いずれも包括代理加盟店契約方式であると思われる。包括代理加盟店の場合、決済代行業者は加盟店を代理してACQと加盟店を当事者とする加盟店契約を締結するとともに、ACQから加盟店に対する決済金の支払を加盟店の代理人として受領するものである。

本判決が、加盟店が顧客に対して有する債権をYが買い受ける本件の場合と包括代理加盟店契約方式との差異に触れることなく、支払留保条項の有無内容という表面上の類似性のみを理由とした点は妥当とはいいがたい。特に、本件の場合、支払留保となった取引が令和1年5月18日から6月12日までの間になされているところ、FCAによる資金凍結は、同年6月（判決上明示されていないが同月4日）であったことを踏まえると、決済代行会社が加盟店代理人である場合、善管注意義務との関係でAWLをACQとして取引を継続することの是非が問題となったはずである。このた

め、包括代理形式の場合には、支払留保条項の有効性を広く認めても、ACQ選定に係る代理人の善管注意義務との関係でリスク分配を調整することが可能となる。これに対し、債権譲渡構成をとるYの場合には、ACQをどこにするかについて加盟店との関係で義務を負うわけではなく、実際、本判決は、本件加盟店規約上ACQの選定は、Yに任されているとしている。このように、リスク分配の考慮要素が異なるにもかかわらず、この点を看過して本件支払留保条項の効果を全面的に認めた本判決には疑問が残る。

とはいえ、本件支払留保条項が信義則に反し無効とまでいうことはできないであろう。

すなわち、Xは、情報商材を取扱っているところ、情報商材の場合、商品・サービス未提供又は商品・サービス相違などのチャージバックが主張される販売業者等が含まれやすい。この点は、国民生活センターなどが、情報商材のトラブルについて注意喚起をしていることから明らかである。

このため、日本国内のACQは、情報商材取扱事業者を加盟店としない傾向にある。その中で、Yは、あえてこれら事業者にクレジットカード決済の途を開いていること、加盟店が負担する手数料が概ね6%であり、そのうちYに帰属する部分は約半分であることを考えれば、個人事業主であるXとの関係において、Yがチャージバックを念頭に支払留保条項を置くことには相応の合理性があると考えられる。また、本来、チャージバックの場合には理由を示す番号(リーズンコード)が付されることになっているものの、YとACQであるAWLとの運用の実際などが不明である本件にあっては、ACQが支払留保の理由

を示していない場合にもYが支払留保をできるとすることが、当然に信義則に違反するとまでは言えないであろう。

もっとも、本件支払留保条項について、文字どおりいかなる理由であっても効力を認めることについては問題があり、信義則を根拠として、または当事者の合理的意解釈を通じ、合理的な範囲に限定して効力を認めるとの判断がなされるべきであったと思われる。

3 本件支払留保の当否について

本判決は、本件支払留保の当否につき、ACQであるAWLが支払を留保したことを認定のうえ、本件留保条項が支払留保の理由を限定していないこと、Xは契約締結時に本件加盟店規約に署名捺印しており、本件加盟店規約全般の内容を了承したものと見えることなどを挙げて権利濫用に当たらないとする。

だが、本判決は、クレジットカード取引の実態を十分踏まえていない。

クレジットカード取引では、加盟店が顧客からカードによる支払を求められた場合これを拒むことはできないことを前提としており(Visaの場合Visa Core Rules 1.5.4.2参照)、本件加盟店規約も同様である。その反面、国際ブランドのルール上、ACQらは、チャージバックの場合などを除き加盟店などに対して、カード利用代金を支払わなければならないこととされている(Visaの場合Visa Core Rules 1.5.7.2参照)。また、国際ブランドは、ISS及びACQのライセンス供与につき、原則として金融当局から規制を受け財務上の健全性を維持する義務を負う銀行などに限るなど、ISS及びACQによる支払の確実性を確保できるように運用している。

このため、本件支払留保条項が文言上「理

由のいかんを問わず」と定めているからといって、ACQに生じた事由により支払がなされない場合まで予定していたとは考えにくい。特に、本件の場合、AWLが、英監督当局により資金凍結を命じられたうえ、同当局の申立てにより清算手続が開始されたことにより不払いとなっているのであり、このような例外的な場合にも支払留保を予定していたとはいいがたいであろう。

加えて、本件の場合ACQがAWLであることはYのみが知る事実であり、XにおいてAWLの不払いを予見する可能性は一切なかったこと、Yは自ら債権譲渡構成を採用し本件加盟店規約を準備していたことも考えれば、Yの支払留保の妥当性は認めがたい。

4 そもそも支払留保の場面であったのか

本件支払留保条項は、ACQの支払留保が解消された場合にはYは加盟店に対して支払いをすることを定めるとともに、ACQが最終的に支払をしなかった場合については、チャージバックが認められるときに限って規定している。そうすると、本件支払留保条項は、YがACQから支払を受けられなくなった場合一般につきYの免責を定めたものではないはずである。

ところで、本判決には表れていない事実ではあるが、FCAサイトに掲出された情報（<https://www.fca.org.uk/news/statements/allied-wallet-limited>）及び英法人登記所サイト（<https://find-and-update.company-information.service.gov.uk/company/05832811/filing-history>）に掲出された清算人報告書によれば、AWLが清算に至る経緯と状況は、次のとおりである。すなわち、2019年5月に、米連邦取委員会（FTC）が、AWL及びその代表者

らに対し、1億1000万ドルの課徴金を課したことを承け、FCAは、同年6月4日に、AWLに対して業務停止及び資産凍結を命じた。その後FCAは裁判所に対し、保全管理人の選任を求め同年8月に保全管理人が選任された。2020年3月20日には、FCAの申立てにより裁判所はAWLの清算開始を決定した。

保全管理人は、AWLは、本来分別管理が求められる加盟店支払用資金や前払式支払手段の前払金につき、適切な分別管理を行っておらず、加盟店等に対して支払うべき資金の存否やその所在などについて把握できなかったこと、AWLの事業の存続可能性はないこと、得られた情報からは、AWLは支払不能の状況にあることを報告している。さらに、本判決後の事情ではあるが、2022年5月27日の清算人報告書では、加盟店支払につき、いづれだけの配当ができるかは不明であること、回収済み及び回収見込みの資金の額は、加盟店等に対して支払うべき金額に比べて僅少であることを明らかにしている。

以上に照らせば、本件訴訟の口頭弁論終結時までに公表されていた情報の限りでも、YがAWLから決済金全額の支払を受けられる見込みはなかったのであり、本件のACQの不払いは、単なる支払留保ではないことは裁判外の資料からは明らかであった。それ故、本件では、AWLに関する適切な立証がなされていれば、本件支払留保条項の適用の場面ではないことが認められた可能性もあろう。

クレジットカード取引の伸長及び決済代行会社の介在する取引の増加などの事情を踏まえると、今後も同種事案が発生する可能性がある。取引実態を適切に踏まえた主張立証と判断がなされることを願ってやまない。